

## 産業廃棄物処分業務公募説明書

### 1 当該公募の趣旨

本業務について、北九州市内の浄化センター及びポンプ場では、下水処理の過程で様々な廃棄物が発生するが、そのうち沈砂については、日明浄化センター及び皇后崎浄化センターに運搬し、洗浄したものを汚泥の産業廃棄物（洗砂）として最終処分（埋立）している。産業廃棄物の処分は、その種類及び処分方法に応じた許可が必要なため、汚泥の埋立処分の許可をもつ、特定の者を相手方とする契約手続きを行う予定としているが、当該特定の者以外の者で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を求める公募を実施するものである。

公募の結果、応募がない場合、応募があっても3の応募要件を満たすと認められる者がいない場合は、特定の者との随意契約の手続きに移行する。

なお、3の応募要件を満たすと認められる者がいる場合は、指名競争入札又は企画競争を実施する。

### 2 業務概要

(1) 業務名 産業廃棄物処理業務委託

(2) 業務内容 日明浄化センター及び皇后崎浄化センターで発生した汚泥（洗砂）の最終処分（埋立）。なお、洗砂の発生場所から処分施設までの収集運搬については、別途業務委託を発注する予定であるため、本業務の対象外とする。

### 3 応募要件

#### (1) 基本的要件

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。

ウ 有資格業者名簿に記載されている本店所在地又は受任地が北九州市内であること。

エ 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

#### (2) 基本的要件以外の要件

ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条第6項により、汚泥の最終処分（埋立）の許可を受けた者であること。

イ 許可を受けた処分施設が北九州市内にあること。

#### 4 手続き等

##### (1) 契約担当課（問い合わせ先）

住所 北九州市小倉北区大手町1番1号

担当課名 上下水道局下水道部施設課

電話番号 093-582-2485 FAX番号 093-582-3114

##### (2) 説明書に対する質問受付及び回答

###### ア 受付期間

令和7年1月24日から令和7年2月7日まで（閉庁日を除く。）の毎日、8時30分から17時15分まで

###### イ 受付担当課

(1) に同じ。

###### ウ 回答

受付担当課から回答する。

##### (3) 参加意思確認書の提出期間、場所及び方法

###### ア 提出期間

令和7年1月25日から令和7年2月10日まで（閉庁日を除く。）の毎日、8時30分から17時15分まで

###### イ 提出場所

(1) に同じ。

###### ウ 提出方法

応募者は、別紙「参加意思確認書」に応募要件を満たすことを証する書類を作成添付し、提出期限までに直接持参すること。

###### エ 参加意思確認書記載上の留意事項等

##### (4) その他

ア 参加意思確認書が提出期限までに到達しなかった場合は、その後到達しても参加意思確認書の提出を無効とする。

イ 参加意思確認書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

ウ 提出された参加意思確認書及びその関係書類は返却しない。

エ 提出された参加意思確認書は、審査以外提出者に無断で使用しない。

オ 参加意思確認書に虚偽の記載をした場合は、参加意思確認書の提出を無効とする。

カ 参加意思確認書を提出した者は、提出した書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

キ 予算その他本市の事情により、当該公募手続の中止又は当該手続により行うこととなった当該業務委託の指名競争入札又は企画競争を中止する場合がある。

ク 参加意思確認書を提出した者に対し、審査結果を通知する。

ケ クの通知で、応募要件を満たさないとされた者は、通知をした日の翌日から起算して7日以内に、書面により、北九州市上下水道局施設課長に対して、応募要件を満たさないとされた理由について説明を求めることができる。